

生駒市立生駒台小学校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育活動全体を通して、児童等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2)いじめの認識

○いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。

加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

○「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

○いじめは大人の目の届きにくいところで発生しているため、日頃から家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織<22条>

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、また組織的な対応を行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった経験があるという事実から出発することが重要である。

加えて、当初はいじめの加害者でなくとも、いじめを認識した時点で「第3者ではなく、いじめの当事者となる」という意識を持たせるように指導する。いじめを直接制止できなくとも、いじめをやめさせるために自らにもできることがあるという認識を持たせることによって、いじめ行為への感度を高める。

また、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、スクールカウンセラーの活用、相談窓口の周知徹底、地域・家庭・関係機関との連携等も図りながら、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件がともに満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3カ月を目安とする)

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。いじめ解消後も、定期的な家庭訪問等により、いじめを受けた児童及びその保護者への支援と、いじめを行った児童及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

また、いじめを傍観した児童に対しても、いじめを傍観することはいじめに加担することになるため、自らとりうる対応がなかったかどうかを考えさせるとともに、いじめ行為への感度を高める指導を継続する。

4 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ不登校対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、学校における教育上の指導だけでなく、関係機関との連携により、さまざまな側面からいじめ問題の解決を図る。

いじめ防止等の実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ不登校対策委員会において点検し必要に応じて見直しを行う。